

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 計画の役割と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 計 画 の 内 容

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 横手市における男女共同参画社会の将来像と基本目標・・・・・・ 4
- 3. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 行 動 計 画

家族・家庭

自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

- (1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 施策の内容と行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～10

社会活動

対等な社会参画による元気な地域づくりをめざして

- (1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 施策の内容と行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～16

雇用・労働

仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

- (1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (2) 施策の内容と行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 17～22

福祉・健康

自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

- (1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (2) 施策の内容と行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 23～28

教育・行政

共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

- (1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (2) 施策の内容と行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 29～32

第4章 横手市女性活躍推進計画

(1) 計画の位置づけ	33
(2) 推進計画の内容	34

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備	36
2. 市民団体との連携	37
3. 計画の進行管理	37

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

横手市では、平成18年12月に横手市男女共同参画行動計画を策定し、横手市における男女共同参画社会の将来像を「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」として以来、3次にわたり行動計画を策定してきました。平成20年10月には「横手市男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んで参りました。

国では、男女共同参画社会基本法が平成11年に制定されて以来、平成27年における女性活躍推進法の成立、平成28年の改正育児・休業法及び男女雇用機会均等法によるいわゆるマタニティハラスメント防止措置の義務化など、女性の社会における能力発揮を後押しするべく法整備が図られています。また、平成30年には時間外労働の上限規制や有給休暇の消化義務などを盛り込んだ改正労働基準法及びパワーハラスメントの防止が明記された労働施策総合推進法が成立するなど、社会における女性の活躍を阻んできた労働慣行等の是正への取り組みが始まり、男性の家事・育児参加等が進むことにより性別役割分業意識の解消が促進されることが期待されます。

秋田県においても、平成14年4月に秋田県男女共同参画推進条例を施行し、平成18年9月に新秋田県男女共同参画推進計画を策定して以来第4次計画までが策定され、地域特性に応じた総合的な施策を展開してきました。

このような男女共同参画社会の形成に向けた法令、制度等との整合性を図るとともに、「第3次横手市男女共同参画行動計画」の計画終了に伴う検証結果を踏まえ、今後の男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するため、第4次計画を策定いたしました。

2. 計画の役割と位置づけ

- (1) この計画は、横手市総合計画との整合を保ちながら、横手市が行う男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に推進する指針として作成するものとする。
- (2) 男女共同参画社会基本法及び秋田県男女共同参画推進条例の基本理念を尊重して策定するものとする。
- (3) 配偶者暴力防止法第2条の2に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（基本方針）」及び「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第2期基本計画」の内容を勘案して策定するものとする。
- (4) この計画の中から女性活躍に関連する行動計画と数値目標を抜粋し、女性活躍推進法において定める女性の職業生活における活躍についての推進計画として位置付けるものとする。

3. 計画の期間

- (1) この計画の期間は、令和3年度から7年度までの5年間とします。
- (2) 社会情勢の変化、国・県の動向、計画の進捗状況を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
行動計画(第3次) 見直し					第4次行動計画				

第2章 計画の内容

1. 基本理念

- (1) 男女ともに基本的人権を尊重し、いろいろな分野に対等な立場で参画できる社会を構築します。
- (2) 男女の区別なく自らの意思により自由な生き方が選択でき、その個性と能力が発揮できる社会を構築します。
- (3) 仕事と家庭生活の調和が取れる環境を整備し、社会活動に参画できる社会を構築します。
- (4) あらゆる分野において女性が活躍できる社会を構築します。

2. 横手市における男女共同参画社会*の将来像と基本目標

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力が発揮できる男女共同参画社会*を実現するため、その将来像を

一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち とし、

次の5つの基本目標に添った行動計画に基づき、総合的に施策を展開します。

家族・家庭 ……自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

一人ひとりが家族や家庭の一員として、自立した考え方で役割を分担し、互いの協力で円満な家庭生活を送ることができる社会を築きます。

社会活動 ……対等な社会参画による元気な地域づくりをめざして

政策・方針決定の場への女性の登用を促進し、あらゆる場で男女が社会の対等なパートナーとして参画できる社会を築きます。

雇用・労働 ……仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

働く場での不公平感の是正や仕事と家庭生活の調和の取れた労働環境をめざし、女性の多様な働き方と能力を活かせる社会を築きます。

福祉・健康 ……自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

男女とも個人として自立ができ、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいをもてる社会を築きます。

教育・行政 ……共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

教育の場においては性別にとらわれない教育の推進と、男女共同参画の理念に基づいた行政運営を実施します。

3. 計画の体系

